

たかなししきゆうしき 高梨氏救苗記

場所：邸内 奥庭 霊神様祠裏
材質：根府川石
高さ 106cm
幅 76cm
厚さ 8~23cm
台石：無し



【翻字】 高梨氏救苗記

① 正三位祝希列隸額
天明丙午歲大祲所在餓孍相接北総葛飾郡上花輪里正高梨信芳
家素富常語人曰苗疹之行雖聖世不能必其無、若不幸一旦遭凶荒
我輩唯有竭貲賑濟。爾至此果散貲濟飢氓活許人臨沒遺命其子
順信設困倉歲蓄粟二斛且令日積至斛宜循次換新以備荒歉
天保癸巳九月順没子忠學嗣是冬關左飢饉斗米二千學罄困賑救
所活無慮三餘人明年秋小稔學曰備凶不容緩歲中積粟如故又
二年丙申天下大饑甚於天明丙午乃建長廠出貲給粥病者與之湯
藥昕暮孜孜寢不解帶者七月迄明年表熟而止凡所賑濟飢氓五千
流乞就粥不在某數而計前後所損金穀凡二千石時余令葛飾所
管南海八島及那須三村亦大飢學曰救飢不問近遠父祖遺命也
請罄餘貲拯之於是八島亦無饑人事聞 官賞賜銀錠明年六月有
二世帶雙刀永世稱姓之命夫遭荒賑救殷戶常事然如高梨氏三世
相繼竭財赴急躬親養視又以餘貲遠及絕島者世豈多有哉余向承
乏為之令詳其顛末故記而刊之貞珉以示其子孫云
天保壬寅歲清明内署司兼監度支羽倉用九撰並書

【意味】

高梨家 23代・信芳は、常々「聖世といえども災難は必ずある。もし飢饉になつたら資産を散じて飢えた人を救済する」と、人に言っていました。その言葉通り、天明6年(1796)の飢饉の時には資産を減じて、飢えた人を千人以上も救いました。亡くなる時、子供の順信に「貯穀倉を作り、毎年、穀物二百石を蓄え、それが一千石になったら、毎年順次新しい物と取り替え、いつも倉を一杯にして飢饉に備えなさい」と遺言しました。

天保4年(1833)、順信が亡くなり、その子・忠学が家督を継ぎました。この冬、関東は飢饉となり、忠学は米二百石を賑救して、救った人は三千人以上になりました。翌天保5年(1834)も実りが少ない年でしたが、忠学は凶作に備える為に、その貯穀を減らす事無く、穀物を元の様に倉に積み込みました。天保7年(1836)、天明の時よりもひどい飢饉になり、飢えた人が巷にあふれました。忠学は小屋を建て、粥を飢民に給し、病の者には湯薬を与え、自分は寝ても帯を解かずに7ヶ月を過ごしました。この時に救済した人は五千人、流れて来た乞食で粥を得た者は、その数は知れないほどでした。その前後の飢饉に費やしたお金や穀物は、およそ二千両となりました。

代官としてこの地を治めていた私は同時に伊豆八島と那須を所轄していましたが、これらの地も飢饉になりました。これを聞いた忠学は、私に手紙を送り、「飢えを救うのに、近くも遠くも無い。父祖の遺命である」と言い、余財を尽くして、これをも救いました。これによって、伊豆八島では、飢える人がありませんでした。

幕府はこの徳行の褒美を与え、天保9年(1838)6月には苗字帯刀を許し、永世、姓を称するよう命ぜられました。飢饉の時、人を助けるのは富豪の常であるけれども高梨氏のように三代、相継いで財を傾けて、社会事業を行い、遠い絶海の孤島まで救済の手を差し伸べたものは少ない。私は、この徳行の成り行きを詳しく残すためにこれを記して、石碑に刻みました。

天保13年(1842)4月

納戸頭兼勘定吟味役 羽倉用九

① 生源寺希烈の隸書題。近江日吉神社の神職(祝)。梅辻春樵の弟。天明5年(1785)〜文久3年(1863)

② 天明6年

③ 災い

④ 行き倒れ

⑤ 里の長。名主。

⑥ 高梨辰四郎信芳は23代。寛延元年(1748)〜享和3年(1803)

⑦ 大きな災い

⑧ 24代 兵五郎順信。明和8年(1771)〜天保4年(1833)

⑨ 穀物の倉

⑩ 斛(石)は容積の単位。一石は十斗、百升、千合。米一石は約180kgでほぼ成人一人の一年分の消費量。

⑪ 凶作で収穫物が少ないこと。荒儉とも書く。

⑫ 天保4年(1833)

⑬ 25代 松太郎忠学。寛政9年(1797)〜安政3年(1856)

⑭ 関東のこと。

⑮ 一斗の米、つまり僅かな米。

⑯ 憐れみ救うこと。賑恤。

⑰ 天保5年(1834)

⑱ 二年後の天保7年(1836)

⑲ 天明6年(1786)

⑳ 熱心に仕事に励むさま。

㉑ 天保8年(1837)

㉒ 伊豆諸島

㉓ 書いたもの

㉔ 水中に落ちたり災難に遭った者をすくい上げる。拯う、拯ける。

㉕ 天保9年(1838)

㉖ 「倅代迄帯刀御免苗字永々御免」

㉗ 天保13年(1842)

㉘ 二十四節気の一つ。旧暦2月後半〜3月前半。

㉙ 御納戸頭兼勘定吟味役の唐名

㉚ 羽倉用九、字は士乾、通称外記、簡堂などと号す。代官、儒者。旗本羽倉秘救の子。水野忠邦のもと、御納戸頭、勘定吟味役に抜擢され幕府財政の立て直しに貢献するが、天保14年の忠邦失脚後、罷免され還塞。

救されたのち弟に家督を譲り隠居後も嘉永2年に「海防秘策」を記すなど著述を行う。寛政2年(1790)〜文久2年(1862)

㉛ 「撰」は文章をつくること、「書」は字をかくこと。この「高梨氏救苗記」の文章は、用九本人が文章を考え、書いた字を彫っているという意味。